

印西市立小倉台小学校

「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

学校にある児童及び全ての者は、絶対にいじめを行ってはならない。

～「しない」「させない」「見逃さない」～

いじめを受けたり、受けた子を助けたりした子どもの生命を最優先する

(1) いじめの定義（『いじめ防止対策推進法』第2条）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本理念

いじめは本校でも、またどの児童にもおこりうるもので、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害する。さらに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を及ぼすおそれがある。

本校では、全ての児童が、

「いじめをしないこと」、「させないこと」、「見逃さないこと」により
自他の生命を尊重することを目指し、いじめ防止のための対策を行う。

2 学校及び学校職員の責務

(1) 基本的な責務

- ① 学校は、当該学校におけるいじめ防止等のための基本的な方針を定める。
- ② 学校は、関係者（当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する知識を有するもの）により構成されるいじめ防止のための組織を置く。

（『いじめ防止対策推進法』第13条、第22条より）

(2) 基本方針の重点

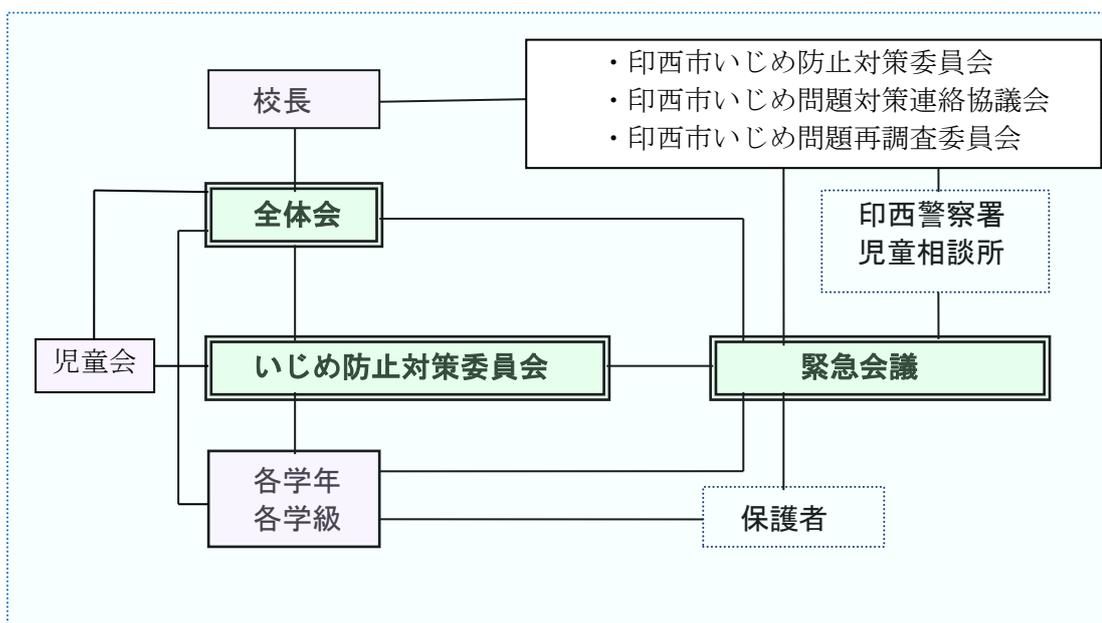
学校や教職員は、学校内外においていじめが行われず、全ての児童が安心して学習やその他の諸活動に取り組むことができるようにする。そのために以下を重点として、対策を進める。

- ① いじめの防止
 - ・ いじめを「しない」「させない」「見逃さない」環境に努める。
 - ・ 児童の自己有用感を高め自尊感情を育むような、「わかりやすい授業」や「充実感のある教育活動」の実現に努める。
- ② 早期発見
 - ・ 調査・相談・通報等の様々な手段により、学校全体で早期発見に努める。
 - ・ 日頃から児童の表情や様子をきめ細かく観察し、早期発見に努める。
- ③ 適切な対応
 - ・ いじめ発見の際には、事情聴取・情報収集を迅速・適切に行い、組織で対応する。
 - ・ 保護者への情報提供・情報交換・助言等の連携・協力を密に行う。
 - ・ 市教委等関係機関と連携を図りながら、いじめ防止や発生時の解決に努める。
- ④ インターネットを通じて行われるいじめに対応するために、計画的な学習・指導を行う。
- ⑤ 重大事態を想定した対応策を作成し、再発防止に努める。

3 いじめ防止の組織

学校に、「いじめ防止対策委員会」「全体会」「緊急会議」等の組織を置き、機能的・有機的に対応する。

【組織図】



(1) 「全体会」 < 全教職員が参加 >

- ① 基本方針の策定
- ② いじめ防止に関すること（基本方針の年間計画作成・研修の実施等）
- ③ いじめの早期発見に関すること（いじめ相談通報窓口の設定・情報収集・情報交換等）
- ④ いじめ事案に対する対応に関すること（対応方針の決定等）
- ⑤ いじめの影響やその他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること（行事の実施等）
- ⑥ 保護者・関係機関との連携

(2) 「いじめ防止対策委員会」 < 委員会の構成員 >

- ・ いじめ防止対策のための中心的な役割を担う。
- ・ 日常的な業務についての協議を定期的に行う。

(3) 「緊急会議」 < 重大事態発生時に、必要に応じて全教職員、

- ・ 保護者代表、所轄警察、学校医、印西市教育委員会指導主事等 >
- ・ 重大事案の発生時に事案の解決に努める。(緊急対応の決定等)

4 中心組織の役割について

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止対策のための中心組織「いじめ防止対策委員会」を設置し、防止対策を機動的・効果的に行う。

【委員会の構成員】

教頭、生徒指導主任、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学校区スクールカウンセラー ※(生徒指導部会)

記録者：教育相談担当 **進行**：生徒指導主任 **保護者対応**：担任

(2) 「いじめ防止対策委員会」の主な活動内容

定期的に協議する内容

- ① いじめ防止に関すること
(年間計画の進捗状況の把握・検証作業の推進等)
- ② いじめの早期発見に関する情報収集・情報共有
(アンケート調査内容の検討、教育相談計画、情報交換・収集等)
- ③ いじめまたはいじめと疑われる事案に関する方針・対応・記録
(事実関係聴取、対応の具体的手順の検討・決定【いつ・だれが・だれと・だれに・どのように…】)
- ④ 教職員に関する「いじめ防止対策」研修の企画
- ⑤ 保護者・関係機関との連携
- ⑥ いじめ防止の取組に対する評価

(3) 「いじめ防止対策委員会」の開催

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催する。

5 基本的施策

(1) いじめを未然に防止する

① 学校の重点目標

- ・学校の重点目標の一つにいじめ防止の事項を掲げ、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」ことに組織的に取り組む。

② 心の教育の充実

- ・児童の豊かな情操と道徳心、心の通う「対人交流能力」の素地を養うため、全ての教育活動を通じて道徳教育・人権教育の充実を図る。
- ・体験活動、情報モラル教育、印西市教育委員会作成パンフレットを活用した授業等の教育活動の充実を図る。
- ・ソーシャルスキルトレーニング等の充実や「豊かな人間関係づくり実践プログラム」等の活用を図る。
- ・生活面での充実を図るために設定された目標の「わにまる」をできるようにさせる。

③ 人権的言語環境の整備と自己有用感を高める授業・活動

- ・ふわふわ言葉、ちくちく言葉を理解させ、良好な人間関係の構築を図る。
- ・児童や教職員自らの人権的言語環境を整備し、言語環境を起因としたいじめの発生を防ぐ。
- ・児童の自己有用感を高めるような「わかる授業」や「充実感・達成感のある活動」の実現に努める。また、自己決定の場や認め合いの場を設け、自己存在感を高める。

④ 行事等を通じた児童への指導

- ・いのちを大切にするキャンペーン（標語）やイエローシールキャンペーン（我がクラスの行動宣言）等で、児童への指導を継続的に行う。
- ・携帯教室や日頃からのネチケット等の指導において、ネットがらみのいじめの啓発を行う。
- ・陸上や駅伝・合唱等においても、過度な勝利主義の指導を行わない。

⑤ 保護者や地域との連携

- ・保護者や地域住民、関係団体との連携を図り、いじめに関する児童の実態を把握する。
- ・道徳やいじめ防止を題材とした授業の公開を、ホームページ・文書等でお知らせし、いじめ防止に関する保護者や地域住民の理解を深めるための活動を継続的に行う。
- ・いじめに対する学校の具体的な取り組みについて、学校評価の評価項目に設定する。

(2) いじめを早期に発見する

※5年間保存
学校保管

① いじめの調査等

いじめを早期発見するために、在籍する児童に対する定期的な調査を実施する。

- ・ 児童対象のいじめアンケート調査 1年3回（6月、10月、2月）
- ・ 県教委（北総）学校生活アンケート（年5回）
- ・ 教育相談を通じた学級担任等による児童からの聞き取り調査
1年3回（6月、10月、2月）を教育相談週間と定めるが、それ以外の期間についても、適宜、教育相談を実施していく。（特に長期休業明け）
- ・ 他学年の様子を児童から聞き、担任へ様子を伝える。（随時、情報を共有する）
- ・ いじめの重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

② いじめ相談体制の整備

児童及び家庭、地域住民がいじめに関する相談を行うことができるように、次のような相談体制の整備を行う。

- ・ スクールカウンセラー（学校・市）の活用
- ・ 各種相談機関（印西市教育センターのこども相談室等）の情報提供
- ・ 学校の職員がいじめの情報を得ながら校内の対策組織に報告せず、いじめに係る情報を抱え込んだ場合、いじめ対策推進法の規定に違反するということを周知する。
- ・ 発達障害を含む、障害のある児童生徒について、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

相談窓口
24時間子供SOSダイヤル
0120-0-78310 等

③ いじめ相談・通報窓口の設置

- ・ 教育相談担当を各学年に写真で周知する。
- ・ 相談箱・ネット相談窓口等の設置と周知に努める

④ 研修等による教職員の資質向上

- ・ いじめ防止等の対策に関する研修を年間計画に位置付け、教職員の資質向上を図る。
- ・ 全ての児童への教育活動において、人間関係や児童の心情を把握するために、組織体制を整える。

(3) いじめへの対応

いじめ情報のキャッチ

- ・ 発見者→担任→学年主任へ連絡→生徒指導主任→教頭→校長
- ・ 緊急性のあるものは、すぐに「いじめ防止対策委員会」を招集する。
- ・ いじめられた児童を徹底して守る。
- ・ 見守る体制を整備する。

正確な実態把握

- ・ 当事者双方、周りの児童から聞き取り、記録する。
- ・ 保護者からの情報を得る。
- ・ 関係教職員と情報を共有し、正確に把握して、共通認識を持つ。
- ・ いじめの全体像・構図・原因・経過を整理・把握し、記録する。

指導体制、方針決定

- ・ 指導のねらい・方針を明確にする。
- ・ 全ての教職員の共通理解を図る。
- ・ 対応する教職員の役割分担を決める。
- ・ 教育委員会、関係機関との連携を図る。

児童への指導・支援

- ・ いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。(恥ずかしい、みじめ等の気持ち)
- ・ いじめた児童に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは決して許されない行為である」意識を待たせる。
- ・ いじめの傍観者についても考えさせる。

保護者との連携

- ・ 直接会って、状況説明、今後の具体的な対策を伝える。
- ・ いじめた側の保護者への説明、助言を行う。
- ・ 保護者も責任を負うことを児童にも理解させる。
- ・ 今後の学校との連携方法を話し合う。

今後の対応

- ・ 継続的に指導や支援を行う。
- ・ 明日からの「居場所づくり」「絆づくり」の環境設定を行う。
- ・ スクールカウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- ・ 道徳教育や人権教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。
- ・ いじめの解消はひとつの段階に過ぎず、再発の可能性が十分にあることを踏まえ日常的に注意深く観察する。(完全に解消されるまでには、最低でも3か月を有する)

いじめ発見時の緊急対応

- ① 発見教職員等がいじめをやめさせる
 - ・ いじめを発見等した教員はその時に、その場でいじめをやめさせる等適切な指導を行う。
- ② 情報収集
 - ・ 事情聴取をする。
 - ・ いじめに関わる情報を収集する。
- ③ 管理職への報告
 - ・ いじめ（いじめに関わる相談を受けた場合）は、速やかに管理職に報告する。
 - ・ 複数の教員での素早く、正確な事実関係の把握をし、対応する。

(4) 関係機関との連携

- ① 印西市教育委員会との連携
犯罪行為として取り扱われるいじめ事案、教育相談体制の充実が必要ないじめ事案、インターネットを通じてのいじめ事案については、印西市教育委員会と連携して対処する。
- ② 印西警察署・北総地区少年センターとの連携
犯罪行為として取り扱われるいじめ事案、インターネットを通じてのいじめ事案については、印西警察署等と連携して対処する。
- ③ 児童相談所等との連携
家庭環境に起因するいじめ事案については、子育て支援課・児童相談所等と連携して対処する。
- ④ その他
その他、必要に応じて相談機関、保健機関、福祉機関、医療機関等と連携をとる。

6 インターネットを通じて行われるいじめの対応

インターネットの高度の流通性、拡散性、匿名性等の特性を踏まえ、児童及び保護者がインターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるようにする。

- ① 印西市教育委員会と連携し、ネットいじめに関する教職員研修を充実させる。
- ② 児童への情報モラル教育を年間計画に盛り込み、計画的に実施する。
※印西市教育センターによる「SNS 等対応ネットリテラシー出前講座」の利用
- ③ 保護者への啓発活動として、父母と教職員の会での活動や家庭教育学級において情報モラル研修会を開催する。
- ④ SNS、オンラインゲームなどインターネットを使う際には、他者とのつながりについて把握できるようにしておくように保護者に周知する。

7 重大事案（市長に報告するもの）の対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

(1) 印西市教育委員会への報告と連携

重大な事態が発生した旨を、印西市教育委員会（「いじめ防止対策委員会」）に速やかに報告する。

発見者→担任→学年主任→生徒指導主任→教頭→校長
校長→印西市教育委員会指導課→印西市教育委員会教育長→市長

(2) 組織の設置と関係機関との連携

印西市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織「緊急会議」を設置し、対応する。
必要に応じて印西警察署等へ報告する。

(3) 再調査

「緊急会議」の組織を中心として、事実関係を明確にするための再調査を実施する。

(4) 適切な情報の提供

いじめを受けた児童や保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(5) 調査結果を設置者（→市長）に報告

児童や保護者の所見を希望により、添える。

(6) 調査結果を踏まえた必要な対応・措置

(7) 報道機関への対応

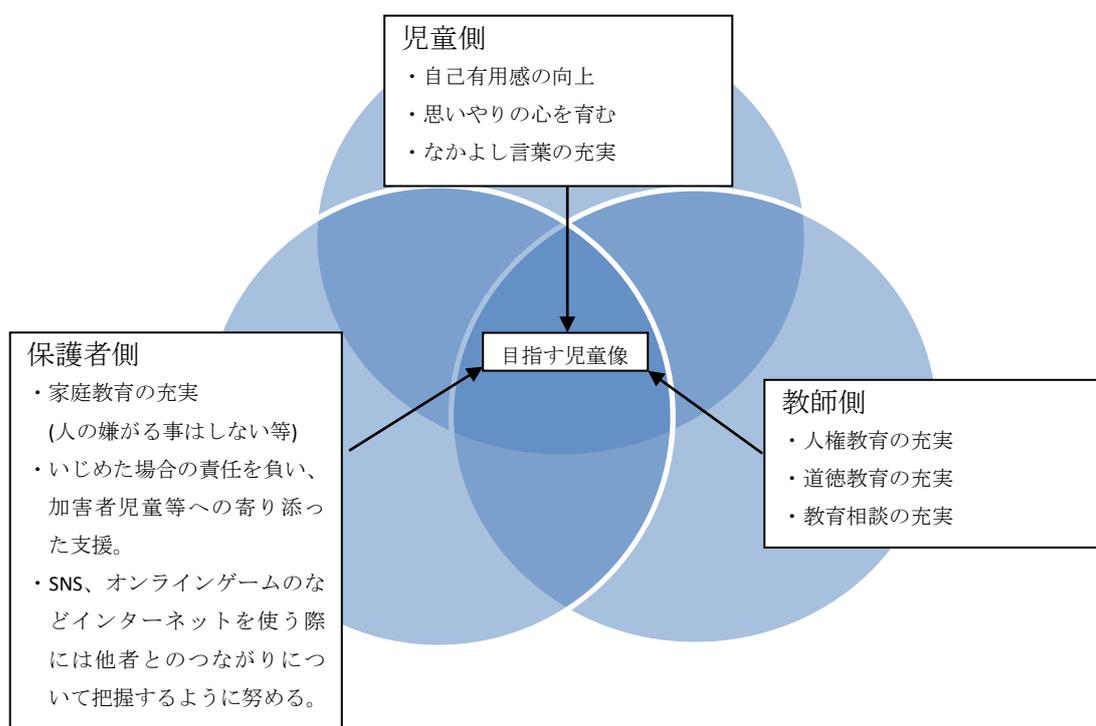
必要に応じて、窓口の決定、市教育委員会への連絡、取材の日時・場所・担当・内容の決定等を行う。

8 基本方針及び学校評価の結果の公表

学校の重点目標の一つに掲げたいじめ防止対策について、学校評価の項目に入れる。いじめの実態把握、隠蔽防止、適切な措置を行うため、適正に評価し、措置の改善を図る。

- (1)いじめの防止・早期発見に関する取組に関すること
- (2)いじめに対する措置・対応に関すること

【いじめ防止イメージ図】



いじめ防止等に関する年間計画

	学 校	保護者・地域・関係機関	いじめ防止対策委員会
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・SOS の出し方指導 ・職員全体会実施 ・Web 相談フォームの紹介 	授業参観 学級保護者会	定例会議
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート（北総） 		定例会議
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止啓発教科月間 ・命を大切にするキャンペーン ・いごちアンケート ・教育相談週間 	授業参観 生徒指導巡回相談 民生児童委員訪問	定例会議
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート（北総） 	個別面談	定例会議
8 月			定例会議
9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止強化月間 ・学校生活アンケート（北総） 		定例会議
10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・いごちアンケート ・教育相談週間 	運動会	定例会議
11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・イエローシールキャンペーン（我がクラスの行動宣言） ・学校生活アンケート（北総） 	音楽交流会	定例会議
12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間 	学級保護者会	定例会議
1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート（県） 	授業参観	定例会議
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・いごちアンケート ・教育相談週間 	生徒指導巡回相談	定例会議
3 月		学級保護者会	定例会議